

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用があるときは、同項第1号（他人の土地に給水装置を設置するときに限る。）および第2号の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、第1項の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。